

第3次 千葉県歯・口腔保健計画



千葉県マスコットキャラクター

チーバくん

千葉県

はじめに

「人生 100 年時代」を迎えている本県において、健やかに生き生きと心豊かに過ごすために、歯・口腔の健康維持は、糖尿病・循環器疾患などの生活習慣病の予防や、健康寿命の延伸にも繋がることから、大変重要であると考えています。



県では、「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」を制定するとともに、県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2次千葉県歯・口腔保健計画」を平成30年に策定し、歯・口腔保健サービスの推進に取り組んでまいりました。

このたび、計画期間が満了することから、現状の課題を踏まえ、「全ての県民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の 実現」を基本理念とし、歯・口腔の健康づくりによる健康寿命の延伸と健康格差の縮小を総合目標とした「第3次千葉県歯・口腔保健計画」（令和6年度～11年度）を策定いたしました。

この計画では、様々なライフステージごとの特性を踏まえつつ、胎児期から高齢期に至るまでの生涯を経時的に捉えたライフコースアプローチの考えに基づき、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健の推進に取り組むこととしています。

今後も、県民一人一人が日頃から歯と口腔の健康づくりに取り組み、誰もが健康で生き生きと活躍できる社会の実現に向け、市町村や関係団体等と連携して、誰一人取り残さない歯科保健施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なる御尽力をいただいた千葉県歯・口腔保健審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました県民の皆様、市町村、各団体の皆様に対し、厚く御礼を申し上げます。

令和6年4月

千葉県知事

熊谷 俊人

目 次

第1章 歯・口腔保健の現状

第1節	千葉県歯・口腔保健計画（H30～R5）の最終評価	3
第2節	歯科疾患の状況	
1	乳幼児	6
2	児童生徒	9
3	成人及び高齢者	10
第3節	歯・口腔保健意識状況	
1	乳幼児	11
2	児童生徒	12
3	成人及び高齢者	15
4	フッ化物洗口の実施状況	17
第4節	保健医療従事者等の状況	
1	歯科医師	18
2	歯科衛生士	19
3	歯科技工士	20
第5節	保健医療施設等の状況	
1	歯科診療所	21
2	訪問診療（居宅）を行っている歯科診療所	21
第6節	災害時等における歯・口腔の保健医療サービスの提供	22

第2章 計画の基本方針等

第1節	計画策定の趣旨	23
第2節	第3次千葉県歯・口腔保健計画の基本理念	23
第3節	基本方針	24
第4節	総合目標	24
第5節	計画の性格	24
第6節	計画の期間	25

第3章 施策の方向

第1節	歯・口腔に関する健康格差の縮小	26
第2節	歯科疾患の予防	
1	妊産婦期	28
2	乳幼児期（0～5歳）	29
3	少年期（6～15歳）	30
4	青壮年期（16～29・30～44歳）	31
5	中年期・高齢期（45～64・65歳以上）	33

第3節	口腔機能の獲得・維持・向上	35
第4節	定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健	
1	障害のある人	37
2	介護を必要とする人	38
3	病院入院患者	40
第5節	歯科口腔保健を支える社会環境の整備	
1	情報の収集及び提供	41
2	市町村その他関係者の連携体制の構築	43
3	歯・口腔の健康づくりの業務に携わる人の確保及び資質の向上	46
4	災害時等における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制確保	47
5	歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究	48
第6節	県民の行動目標	49
第4章	計画の推進体制	50
第5章	施策の目標	51
資料編		
	千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例	53
	歯科口腔保健の推進に関する法律	56
	用語解説	59